

厚生労働省から再編統合の必要性も含め具体的対応方針の再検証が必要として公表された公的医療機関等について

今回、公表された医療機関名は、厚生労働省が地域医療構想の実現に向け、公的医療機関等の、高度急性期又は急性期病棟に係る部分の診療実績データの分析を行い、一定の基準に該当するものについては、「他の医療機関による役割の代替可能性があり、再編統合の必要性について議論が必要」と整理し、個別の医療機関名を掲載した資料を9月26日開催の国の会議に提出したものの。

※「再編統合」は、病床削減、機能の転換・分化・連携・集約化等を含む広い概念として説明されている。

1 再検証が必要な医療機関の選定基準

以下のA又はBのいずれかに該当する公的医療機関等を選定している。

A：9領域（がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、へき地、研修・派遣機能）すべてについて、「診療実績が特に少ない」

B：6領域（がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期）すべてについて、「地域内に一定の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している」

※分析対象は、高度急性期又は急性期を1床以上有している公的医療機関等である。

2 本県における該当医療機関

次の13医療機関。（国はデータ精査中であり、追加の可能性もあり）

圏域	医療機関名	該当基準
粕屋	福岡県立粕屋新光園	A及びB
宗像	宗像医師会病院	B
久留米	医療法人社団シマダ嶋田病院	B
有明	独立行政法人国立病院機構大牟田病院	B
飯塚	飯塚市立病院	B
	嘉麻赤十字病院	A及びB
	福岡県済生会飯塚嘉穂病院	A及びB
	独立行政法人労働者健康安全機構 総合せき損センター	A及びB
田川	地方独立行政法人川崎町立病院	A及びB
北九州	中間市立病院	A
	遠賀中間医師会おんが病院	A
	北九州市立総合療育センター	A
	芦屋中央病院	A

3 今後の対応（案）

- 各医療機関に対し、再編統合の必要性等も含め、「公的医療機関等2025プラン」の見直しについて検討を依頼
- 医療機関の検討結果について、各「構想区域地域医療構想調整会議」において、国のデータ分析結果や地域の実情を踏まえ協議（国は、再編統合を伴わない場合は令和2年3月末まで、再編統合を伴う場合は令和2年9月末までに一定の結論を得ることを要請している）。